

『都市行政と地方自治』

菊池慎三 著

崇文堂 [刊] 1938 年 7 月 菊判 / 419 頁 図書番号 OA-0168

菊池慎三は内務省参事官や復興局計画課長、東京府内務部長、秋田県知事、東京市助役などを歴任したほか、東京市政調査会評議員を 15 年余り務める。『都市計画と道路行政』（1928 年、崇文堂、図書番号 OB-0129）、『地方自治と東京市政』（1928 年、良書普及会、図書番号 OA-0188）等の著作 5 点のほか、『都市問題』誌に 44 本の論文を寄稿するなど活発な執筆活動を行った。

本書は 1927（昭和 2）年に初版が刊行され、ここで紹介する改訂増補版は 1938（昭和 13）年のものである。大正デモクラシーの高揚を経て、昭和初期のファシズムが台頭しつつある時期にあたる。明治期に制定された郡制は、その廃止が繰り返し国会で審議され、1923（大正 12）年ようやく実現した。1925（大正 14）年には普通選挙法が実現し、以後の地方議会議員選挙にも適用されることとなり、府県には条例制定権が認められるなど地方議会や地方団体の自治権が拡充されたという時代背景がある。

こうした中で、菊池の本書執筆の立場は次のように説明される。「或は私の意見は過激であり急進に過ぎると謂う。官僚の徒は旧習に泥み形式に囚われ時運の大勢に往々にして遅れる憾がある。政党の弊を云々し、自治観念の薄弱を嘆じ、我地方自治不振の原因を地方名誉職員に帰するもの滔々たる中に立って、私は却って官僚の方面に責任の少からざることを指摘した。（中略）官僚大多数の反対不賛成に拘わらず郡役所は廃止せられた。地方長官公選の如きも或は実現することともなろう。私は是非得失の見地は別として此の如き大勢に鑑みて、地方行政の前途は相当工夫考慮の要あることを思う」（本書「序」より）。

本書の第 3 章中「教育の事務は自治体の権限に属しないとする事の矛盾」では、教育事務は国の権限であり国の機関・官吏をもってその事務に当たっていることに違いはないが、都市発展の実状に十分に順応しておらず、実際の需要に対して国の機関が不足している状況を自治体は見兼ねて、独自に予算措置を講じ多数の市吏員を配置して教育事務を処理しているという。これを自治体の越権処置であり無用の経費であるとは言えないだろうから、むしろ教育事務は国家事務であり自治体の事務ではないとする前提を改めるべきであろう、としている。地方の実状に合った教育施策を行うために自治体の権限拡充を説いているのである。

同じく 3 章中「都市計画の法律問題と都市の法律事務」では、東京市駿河台地区の区画整理事業において、委員長に前大審院長の富谷銚太郎が就任して事業をほとんど完成させたことを紹介している。そして、都市計画事業では権利と利害が衝突することが多いので、公正に裁断するために優秀な法曹家がもっと積極的に関わるべきだとする。司法官は化石との声を聞くが、社会また司法官をして化石せしめている。社会の権利争議から司法官を遠ざけることは国家社会の利益ではないという。

本書はこのように一貫して自治振興の立場から、学説の改造と主務省々議の一新の必要性を訴えている。こうした訴えを地方行政に精通した官吏が行ったというのは注目に値する。

（田村靖広・市政専門図書館司書課長）